

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令参照条文

目次

一	地方自治法（昭和二十二年四月十七日法律第六十七号）（抄）	一
二	地方財政法（昭和二十三年七月七日法律百九号）（抄）	二
三	災害対策基本法（昭和三十六年十一月十五日法律第二百二十三号）（抄）	三
四	国家行政組織法（昭和二十三年七月十日法律第二百十号）（抄）	四

一 地方自治法（昭和二十二年四月十七日法律第六十七号）（抄）

（特別区財政調整交付金）

**第二百八十二条** 都は、都と特別区及び特別区相互間の財源の均衡化を図り、並びに特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保するため、政令の定めるところにより、条例で、特別区財政調整交付金を交付するものとする。

2く4 略

二 地方財政法（昭和二十三年七月七日法律第九号）（抄）

（地方債の協議等）

第五條の三 略

2及び3

4 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 実質公債費比率 政令で定める地方債に係る元利償還金（政令で定めるものを除く。以下この号において「地方債の元利償還金」という。）の額と地方債の元利償還金に準ずるものとして政令で定めるもの（以下この号において「準元利償還金」という。）の額との合算額から地方債の元利償還金又は準元利償還金の財源に充当することのできる特定の歳入に相当する金額と地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の定めるところにより地方債の元利償還金及び準元利償還金に係る経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入される額として総務省令で定めるところにより算定した額（特別区にあつては、これに相当する額として総務大臣が定める額とする。以下この号において「算入公債費等の額」という。）との合算額を控除した額を標準的な規模の収入の額として政令で定めるところにより算定した額から算入公債費等の額を控除した額で除して得た数値で当該年度前三年度内の各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値

二 四 略

5 11 略

三 災害対策基本法（昭和三十六年十一月十五日法律第二百二十三号）（抄）

（起債の特例）

**第二百二条** 次の各号に掲げる場合においては、政令で定める地方公共団体は、政令で定める災害の発生した日の属する年度及びその翌年度以降の年度で政令で定める年度に限り、地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第五条の規定にかかわらず、地方債をもつてその財源とすることができる。

- 一 地方税、使用料、手数料その他の徴収金で総務省令で定めるものの当該災害のための減免で、その程度及び範囲が被害の状況に照らし相当と認められるものによつて生ずる財政収入の不足を補う場合
- 二 災害予防、災害応急対策又は災害復旧で総務省令で定めるものに通常要する費用で、当該地方公共団体の負担に属するものの財源とする場合

2 及び 3 略

四 国家行政組織法（昭和二十三年七月十日法律第二百十号）（抄）

（内部部局）

第七条 略

2及び3 略

4 官房、局及び部の設置及び所掌事務の範囲は、政令でこれを定める。

5 庁、官房、局及び部（その所掌事務が主として政策の実施に係るものである庁として別表第二に掲げるもの（以下「実施庁」という。）並びにこれに置かれる官房及び部を除く。）には、課及びこれに準ずる室を置くことができるものとし、これらの設置及び所掌事務の範囲は、政令でこれを定める。

6～8 略